# 平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成二十六年政令第六十五号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

* イ  
  島根県鹿足郡津和野町
* ロ  
  島根県邑智郡邑南町
* ハ  
  島根県江津市
* ニ  
  石川県かほく市及び河北郡津幡町、島根県浜田市及び邑智郡川本町並びに長崎県平戸市
* イ  
  岡山県高梁市、高知県幡多郡三原村及び鹿児島県西之表市
* ロ  
  石川県輪島市、岡山県真庭郡新庄村、高知県吾川郡仁淀川町及び高岡郡檮原町、福岡県糟屋郡宇美町並びに長崎県平戸市
* イ  
  岩手県下閉伊郡山田町
* ロ  
  東京都大島町
* 一  
  平成二十五年八月三十日から九月五日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十五年台風第十七号によるものをいう。
* 二  
  平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十五年台風第二十六号によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

#### 第三条（災害関係保証に係る期限の特例）

第一条の激甚災害（平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による災害で、東京都大島町の区域に係るものに限る。）についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成二十八年五月七日とする。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

次に掲げる政令は、廃止する。

* 一  
  平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第二百六十八号）
* 二  
  平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第三百八号）

# 附則（平成二六年五月一日政令第一七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年五月七日政令第二二九号）

この政令は、公布の日から施行する。